

都市計画法施行令の改正（北海道函館市）

1 改革すべき制度の根拠条文および制度改正の具体的な内容

都市計画法第15条第1項においては、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるもの規定されている。この都市施設のうち、道路に関し、次のとおり改正すべきである。

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第9条第2項第1号イを、次のとおり改める。

【現規定】道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道又は都道府県道

【改正案】道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道として指定されている道路若しくはその部分又は同条の都道府県道として認定される道路若しくはその部分

2 制度改正による効果

国道または都道府県道と、市町村道の2種類の道路で構成される一の都市計画道路を変更しようとする場合において、現に変更しようとしている部分が国道または都道府県道ではなく市町村道である場合であっても、現在は都道府県が都市計画を定めるべきものと法令で規定されている。

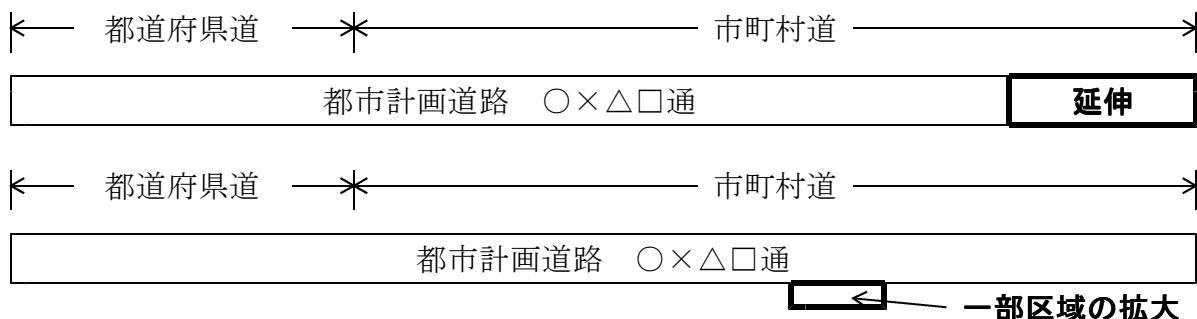
本提案に係る権限委譲がなされれば、一の都市計画道路が国道または都道府県道と市町村道とで構成されている場合において、当該都市計画道路の中の市町村道に係る部分の都市計画の変更について、当該道路の管理者である市町村自らが、機動的に地域の実情に応じた都市計画の変更を行うことが可能となる。

都市計画道路の決定は市民の財産権に対する制限^{*}に繋がることから、財産権に対する制限の低減のため、現在、長期に渡って事業に着手できていない都市計画道路については、廃止、短縮、一部区域の減少等を内容とする都市計画の変更を進めてきている。今まで、市町村は、市町村道のみで構成されている都市計画道路の変更しか行うことができなかつた。本提案に係る権限移譲がなされれば、市町村道に認定されている都市計画道路の全てについて、短縮または一部区域の減少を内容とする都市計画の変更を市町村自らが変更を行うことができるようになる。その結果、必要な都市計画の変更が促進される。

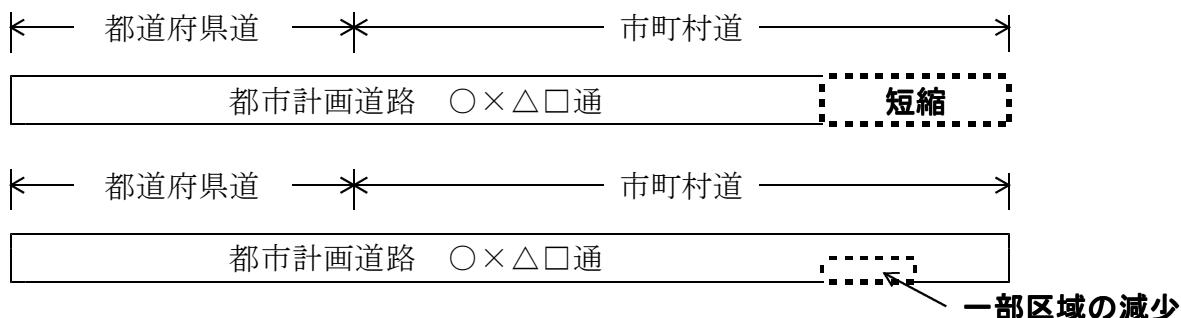
* 都市計画法第53条第1項および同第54条により、都市計画決定されている施設の区域においては、一定の建築制限が課せられる。

3 制度改正により可能となる、具体的都市計画変更の事例

(1) 都市計画道路をさらに延伸し、または一部区域の拡大を行う場合、市町村が都市計画を定めることができるようになる。なお、当該延伸または一部区域の拡大にかかる部分も市町村道である場合に限る。



(2) 都市計画道路のうち市町村道部分を短縮し、または市町村道部分の一部区域を減少させる場合、市町村が都市計画を定めることができるようになる。



4 規制緩和について懸念される事項およびこれを解消するための工夫・対応策

現在、都道府県が定めている都市計画道路について、これを市町村が決定・変更しうるかどうかという懸念が生じうるが、次の各点から、問題ないものと考える。

- ・ 都市計画道路は、通常、都道府県が定めるべき都市計画道路だけで構成されるものではなく、市町村が定めるべき都市計画道路と併せて、道路網として構成されている。よって、市町村は、市町村が定めるべき都市計画道路の決定・変更の手続きを隨時行っており、都市計画道路の決定・変更について熟知しており、都市計画の決定・変更の主体として不足はないものと考える。
- ・ 都道府県が定めるべき都市計画の案については、法第15条の2第1項に基づき、市町村が都市計画の案の内容となるべき事項として、これを作成し、都道府県に対してこれを申し出ていることが多い。よって、市町村は、都道府県が定めるべき都市計画道路の決定・変更についても、一定の経験を有しているものといえる。
- ・ 今まで都道府県が定めてきた都市計画道路について、本提案の権限移譲によって、都道府県が定める場合と市町村が定める場合の2種類のケースが生じる。そのため、以前は、都道府県が定めた都市計画道路について市町村が変更し、またはその逆が行われることもある。そのため、定められた都市計画が矛盾し、また

は不整合となる懸念が生じうる。しかし、都道府県が都市計画を定める場合は、法第18条第1項に基づき、市町村の意見を聴くこととされている。また、市町村が都市計画を定める場合は、第19条第3項に基づき、都道府県と協議等をしなければならないものとされている。よって、都道府県または市町村の何れが都市計画を定める場合であっても、市町村または都道府県と必要な調整が行われる。よって、かかる矛盾や不整合は生じないものと考える。さらに、法第20条1項に基づき、都道府県が都市計画を定めた場合は市町村長に都市計画決定に係る図書の写しを送付し、逆に市町村が定めた場合は都道府県知事に送付するものとされている。このことによつても、かかる矛盾や不整合を防止しうる。なお、法第24条各項においても、必要な調整を図るための手段が置かれている。

また、本提案の権限移譲により、同一の都市計画道路について、場合より都市計画を決定すべき者が変わることとなる。このように場合により決定者が変わることは許されるかについて疑問が生じうるが、次の各点から問題ないものと考える。

- ある都市計画道路のうち、一部でも国道に指定され、または都道府県道に認定されていれば、都道府県が定めるべき都市計画道路である。しかし、その国道の指定または都道府県道の認定が解除となれば、解除以後、当該都市計画道路は市町村が定めるものと変わる。また、逆に、今まで市町村が定めていた都市計画道路について、新たに国道の指定または都道府県道の認定を受け、都道府県が定めるべき都市計画道路となるケースも生じうる。このように、現制度において都市計画を定めるべき者は固定されたものではなく、都市計画決定とは直接的には関係のない指定もしくは認定またはこれらの解除という行為によって、都市計画を定めるべき者が、都道府県から市町村に、または市町村から都道府県に変わりうる状況にある。
- 平成24年都市計画法施行令改正以前においては、市町村道のみで構成され国道および都道府県道が含まれていない都市計画道路については、車線の数※が4未満のものについては市町村が定め、4以上のものについては都道府県が定めるべきものとされていた。そのため、都市計画の変更により、それまで車線の数が4未満であったものが4以上に変更となり、逆に4未満であったものが4以上に変更となると、都市計画を定めるべき者が、市町村から都道府県に変わり、または都道府県から市町村に変わることがあった。

※ 車線の数とは、当該都市計画道路において複数の種類の車線の数を有する場合については、延べ延長が最大となる車線の数とするという運用がなされていた。

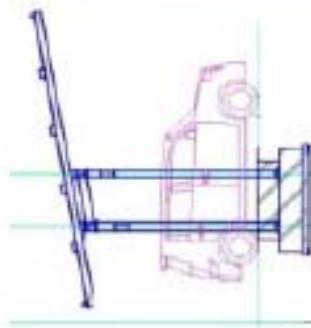
5 提案が現在国において進めている各種施策と関連するかどうか

本提案により、市町村が自らの意思により適時適切に、市町村道に係る都市計画道路を定めることができる範囲が広がる。「経済財政運営と改革の基本方針について（平成25年6月14日閣議決定）」の30頁「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す。」が関連を有するものと思われる。

都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和

提案事項	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがある。 ○ その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる。 ○ 占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨規定 <p>➡ 駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難</p>

都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすべき



- ・都市公園の広大な駐車場の有効活用
- ➡
- ・再生可能エネルギーの普及促進

占用の例：都市公園の駐車場の覆屋に太陽光パネル